改正後	改正前
（地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官） **第三十七条**　大学振興課に、地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官それぞれ一人を置く。 2　地域大学振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　大学の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（医学教育課及び国立大学法人支援課の所掌に属するものを除く。）。 二　前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。 三　大学における教育のための補助に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。 四　地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。 五　教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。 3　地域大学振興室に、室長を置く。 4～9　［略］ ［条を削る。］ **第六十四条～第六十六条**　［略］	（大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官） **第三十七条**　大学振興課に、大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官それぞれ一人を置く。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ 2～7　［同上］ （企画官） **第六十四条**　開発企画課に、企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、開発企画課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。 **第六十五条～第六十六条の二**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿